

匝瑳市環境基本計画

定期点検・評価シート（単年度）



1 計画の概要について

- 本計画は、匝瑳市環境基本条例第8条の規定に基づき策定する計画であり、各環境分野における環境目標や具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての指針となるものです。
- 計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間であり、平成27年度を中間目標年次と位置付け、必要に応じた見直しをするものとしています。
- 計画の推進及び計画期間中の進行管理を行うため、匝瑳市環境対策連絡会議において、環境の状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価することとしています。
また、点検・評価の結果を公表するとともに、匝瑳市環境審議会への報告を行い、意見・提言を受けることとしています。
- 計画の対象とする分野を4つ（生活環境・自然環境・快適環境・地球環境）に大別したうえで、環境目標（本市の目指すべき環境像、分野ごとの基本目標、取組み方針及び基本施策）を設定しています。

《評価の方法》 次の○、△、×の3つに大別して単年度ごとの評価としています。

○：評価値（実績値）が目標値以上である

△：目標値には達していないが改善がみられる・改善はみられないが環境基準は達成した（環境基準値が設定されている項目のみ）

×：目標値に達しておらず改善もみられない

（凡例）目標設定が、

「毎年度」と記載の項目⇒当該年度実績を基準年度数値・環境基準値と比較して評価

「〇〇年度」と記載の項目⇒当該年度実績を基準年度数値・目標年度数値と比較して評価

2 数値目標の達成状況

基本目標 1 生活環境 (計画 46～49 ページ)

	指標			平成25年度実績	評価	説明・所見 など	改善方策 (評価が×のもの)		
	項目	基準年度【平成21年度】	目標【目標年度】						
大気環境の保全	大気中の二酸化窒素濃度 (日平均値の年間98%値)		0.016 ppm	環境基準の達成状況の維持 (基準年度値以下) 【毎年度】	○	環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを維持達成し、数値の低下もみられる。			
	大気中の浮遊粒子状物質濃度 (日平均値の年間2%除外値)		0.062 mg/m ³						
水質環境の保全	公共用水域のBOD濃度 (75%値)	新川上流 (干潟大橋)	5.3 mg/l (環境基準 未達成)	環境基準の達成および達成状況の維持 (基準年度値以下) 【毎年度】	○	環境基準(C類型:5mg/l以下)を満たしており、数値の低下もみられる。			
		新川下流 (駒込堤)	7.5 mg/l (環境基準 未達成)					△	環境基準(C類型:5mg/l以下)に満たないものの、数値の低下がみられる。
		栗山川上流 (新井橋)	1.6 mg/l (環境基準 達成)						
		栗山川下流 (木戸大橋)	2.3 mg/l (環境基準 達成)					○	環境基準(B類型:3mg/l以下)を満たしており、数値の低下もみられる。
	合併処理浄化槽人口		14,847 人	17,463 人 【平成33年度】 <small>(東総衛生組合生活排水処理計画)</small>	△	目標には達していないが、浄化槽の新規設置、単独浄化槽又は汲取り便槽からの転換により増加した。			
ダイオキシン類対策の推進	大気中のダイオキシン類濃度	榑海公園	0.051 pg-TEQ/m ³ (年平均・環境基準 達成)	環境基準の達成状況の維持 (基準年度以下) 【毎年度】	○	環境基準(0.6 pg-TEQ/m ³)を達成維持し、数値の低下もみられる。			
		野栄総合支所	0.028 pg-TEQ/m ³ (年平均・環境基準 達成)					○	環境基準(0.6 pg-TEQ/m ³)を達成維持し、数値の低下もみられる。
	土壌中のダイオキシン類	榑海公園	0.32 pg-TEQ/g (年平均・環境基準 達成)	環境基準(1000pg-TEQ/g)を達成維持しているものの、数値の増加がみられる。	△	環境基準(1000pg-TEQ/g)を達成維持しているものの、数値の増加がみられる。			
		のさかふれあいスポーツランド	1.2 pg-TEQ/g (年平均・環境基準 達成)					△	環境基準(1000pg-TEQ/g)を達成維持しているものの、数値の増加がみられる。
	野外焼却の指導件数		19 件	減少させます 【毎年度】	○	指導件数は減少した。			

評価の判定

○：評価値(実績値)が目標値以上である △：目標値には達していないが改善がみられる・改善はみられないが環境基準は達成した ×：目標値に達しておらず改善もみられない

基本目標 2 自然環境 (計画 50～51 ページ)

	指標			平成25年度実績	評価	説明・所見 など	改善方策 (評価が×のもの)
	項目	基準年度【平成21年度】	目標【目標年度】				
森林、農地、沿岸域の環境の保全と活用	グリーン、ブルー・ツーリズム事業参加人数		年間延べ 450 人	年間延べ 700人 【平成32年度】	△	参加人数は増加した。	
	認定農業者数		285 経営体	360 経営体 【平成32年度】	△	認定農業者の新規掘り起こし、再認定により増加した。	
生き物と生き物の生育・生息空間の確保	野生動植物調査		未実施	計 2回 【平成32年度までに】	—	実施予定年度を中間目標年次(平成27年度)、最終年とし、当該年度未実施である。	

評価の判定

○：評価値(実績値)が目標値以上である △：目標値には達していないが改善がみられる ×：目標値に達しておらず改善もみられない

基本目標3 快適環境 (計画52～53ページ)

	指標			平成25年度実績	評価	説明・所見 など	改善方策 (評価が×のもの)
	項目	基準年度【平成21年度】	目標【目標年度】				
ごみの不法投棄の防止	ごみ不法投棄処理件数	年間 27 件	減少させます【平成32年度】	年間 28 件	×	不法投棄の通報・処理件数は増加した。内訳は一般廃棄物 26件 産業廃棄物 2件	不法投棄監視員との連携のもと、定期的なパトロールを行い不法投棄の防止に力を入れます。
豊かな文化的空間の確保	文化団体数・会員数	60 団体・833 人	増加させます【平成32年度】	59 団体・733 人	×	会員の高齢化により団体数・会員数ともに減少した。	文化祭における発表等による啓発活動に力を入れます。
	伝統文化保全体数・会員数	13 団体・621 人	増加させます【平成32年度】	14 団体・601 人	△	団体数は増加したが、会員数が減少した。	

評価の判定

○：評価値（実績値）が目標値以上である △：目標値には達していないが改善がみられる ×：目標値に達しておらず改善もみられない

基本目標4 地球環境 (計画54～57ページ)

	指標			平成25年度実績	評価	説明・所見 など	改善方策 (評価が×のもの)
	項目	基準年度【平成21年度】	目標【目標年度】				
ごみの発生抑制と資源化の推進	ごみ排出量 (市民一人1日あたり)	713 g	570 g【平成32年度】	754 g	×	野焼き禁止の指導の徹底により、環境衛生組合に搬入される家庭ごみは増えている。また、事業者が増えたことで、事業系ごみも増加した。	ごみの減量化に向け、市広報やイベント等を通じて呼びかけを行い、家庭用生ごみ処理機等の普及にも力を入れます。
	資源ごみ回収事業参加団体	年間 20 団体	年間 30 団体【平成32年度】	年間 23 団体	△	新規参加団体と廃止団体の相殺による微増である。	
	生ごみ処理機などの購入費用の一部助成	年間 21 件	年間 50 件【平成32年度】	年間 15 件	×	助成申請数は減少した。	市広報やイベントを通じて制度の周知を図ります。
	日常生活における取り組み状況「リサイクルに協力しごみ減量化に努めている」 (アンケート調査により実施している人の割合)	65.80%	100 %【平成32年度】	未実施	—	中間目標年次(平成27年度)を目処にアンケート調査の実施を検討します。	
	ごみのリサイクル率	19.60%	24.0 %【平成29年度】 (環境衛生組合一般廃棄物処理計画)	18.0%	×	リサイクル率は減少した。	3R運動や資源ごみ集団回収の促進により、リサイクル率の向上に努めます。
省エネルギー対策の推進	日常生活における取り組み状況「節電に取り組んでいる」 (アンケート調査により実施している人の割合)	76.90%	100 %【平成32年度】	未実施	—	中間目標年次(平成27年度)を目処にアンケート調査の実施を検討します。	
再生可能エネルギー導入の推進	太陽光発電システム設置費の一部助成	未実施	年間 10 件【毎年度】	50 件	○	平成24年度から当該事業を実施している。	
環境教育・学習の推進	こどもエコクラブ登録団体数	計 0 団体	計 2 団体【平成32年度】	0 団体	—	国の事業仕分けにより補助金が廃止となったため、検討中です。	
	児童・生徒の環境学習に関する取り組み	小学校 約30 時間 中学校 約20 時間	現状より拡大【平成32年度】	小学校 約 80 時間 中学校 約 40 時間	○	新学習指導要領に基づいて取り組みが増加した。	
	出前講座などの環境学習に関する教室の開催回数	年間 1 回	年間 6 回【平成32年度】	0 回	×	当該年度は開催していない。	今後、各種団体の集会時を利用し、講座の開催を要請していきます。
環境保全のための意識啓発活動の推進	環境美化活動への参加人数	年間延べ 9,562 人	年間延べ 10,500 人【平成32年度】	年間延べ 9,126 人	×	環境美化ボランティア(1,238人)及びごみゼロ運動の参加人数(7,888人)の合計値。基準年度と比べると減少している。	広報等での啓発活動に力を入れます。

評価の判定

○：評価値（実績値）が目標値以上である △：目標値には達していないが改善がみられる ×：目標値に達しておらず改善もみられない

基本施策と数値目標

【基本目標 1 生活環境（計画 46～49 ページ）】

取り組みの方針 1：安心できる健やかな環境を守ろう

(1) 大気環境の保全

- ・事業所に対して、関係機関と連携して「大気汚染防止法」などの法令に基づく規制・基準の遵守について指導の徹底を図るとともに、情報提供や意識啓発に努めます。
- ・公共交通機関や自転車の利用促進、エコドライブの実践など、排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します。

項目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
大気中の二酸化窒素濃度 (日平均値の年間 98%値)	0.016ppm 【平成 21 年度】	環境基準の達成状況の維持 (現状値以下) 【毎年度】
大気中の浮遊粒子状物質濃度 (日平均値の年間 2%除外値)	0.062mg/m ³ 【平成 21 年度】	

(2) 水質環境の保全

- ・事業所に対して、関係機関と連携して「水質汚濁防止法」などの法令に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・家庭雑排水の浄化対策として合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置費用の一部助成を行います。
- ・市内の主要河川および湖沼における定期的な水質測定を行います。
- ・家庭における適正な排水処理の促進に向けて、情報提供や意識啓発を推進します。
- ・河川への EM (Effective Microorganism:有機微生物群) 活性液の放流などにより公共用水域の水質浄化を図ります。
- ・植物による自然浄化機能の回復を図ります。
- ・市民参加による河川・水路の清掃活動を促進します。

項目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
公共用水域の BOD 濃度 (75%値)	新川上流 (干潟大橋) 5.3 mg/ℓ (環境基準未達成) 【平成 21 年度】	環境基準の達成 および 達成状況の維持 (現状値以下) 【毎年度】
	新川下流 (駒込堤) 7.5 mg/ℓ (環境基準未達成) 【平成 21 年度】	
	栗山川上流 (新井橋) 1.6 mg/ℓ (環境基準達成) 【平成 21 年度】	
	栗山川下流 (木戸大橋) 2.3 mg/ℓ (環境基準達成) 【平成 21 年度】	
合併処理浄化槽人口	14,847 人 【平成 21 年度】	17,463 人 【平成 33 年度】 (東総衛生組合生活排水処理計画)

(3) 騒音・振動の防止

- ・事業所に対して、「騒音規制法」や「振動規制法」などに基づく規制・基準の遵守について指導します。

- ・交通騒音および振動の測定を実施します。
- ・交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音・振動の低減対策に努めます。
- ・騒音・振動の発生防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- ・道路の維持補修を推進します。
- ・市民一人ひとりの騒音防止について意識啓発に努めます。

(4) その他の公害の防止

- ・悪臭を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・悪臭防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- ・土壌汚染を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・土砂等の埋立て等による土壌汚染および災害の発生を未然に防ぐため、一定規模以上の埋立て事業については、許可を必要とするものとし、許可申請に対する審査・立ち入り調査などを行います。
- ・土壌汚染防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。

取り組みの方針2：化学物質による環境リスクを低減させよう

(1) ダイオキシン類対策の推進

- ・関係機関と連携して「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・不適正な野外焼却（野焼き）の防止徹底を図ります。
- ・適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するよう努めます。
- ・ダイオキシン類などの有害化学物質に関する情報の収集および提供に努めます。
- ・定期的なダイオキシン類の測定を実施します。

項 目		基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
大気中の ダイオキシン類濃度	椿海公園	0.051 pg-TEQ/m ³ (年平均・環境基準達成) 【平成 21 年度】	環境基準の達成状況の維持 (現状値以下) 【毎年度】
	野栄総合支所	0.028 pg-TEQ/m ³ (年平均・環境基準達成) 【平成 21 年度】	
土壌中の ダイオキシン類濃度	椿海公園	0.32 pg-TEQ/g (環境基準達成) 【平成 21 年度】	
	のさかふれあい スポーツランド	1.2 pg-TEQ/g (環境基準達成) 【平成 21 年度】	
野外焼却の指導件数		19 件 【平成 21 年度】	減少させます 【毎年度】

(2) 環境ホルモン対策の推進

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)に基づき、関係機関と連携し、有害化学物質の使用や排出状況などに関する情報提供を行います。
- ・新たな有害化学物質に関する情報の収集および提供に努めます
- ・事業者などに対し、化学物質の安全管理に資する情報の提供に努めます。
- ・農薬などの適正使用や管理について指導を図ります。

- ・園芸用廃プラスチックの適正処理を推進します。
- (3) 安心・安全な農産物の生産と販売の推進
- ・生産者の環境に対する意識向上を図るとともに、家畜排せつ物の適正管理および堆肥の有効利用などによる資源循環型農業を推進します。
 - ・ふれあいパーク八日市場をはじめとした直売施設などでの地元の安心・安全な農産物のPRと販路の拡大を推進するとともに、学校給食での使用や地元農産物への愛着心の醸成を図り、地産地消（千産千消）を推進します。

【基本目標2 自然環境（計画50～51ページ）】

取り組みの方針1：美しい水と、生活とともに育まれた緑を保全しよう

(1) 森林、農地、沿岸域の環境の保全と活用

- ・地域における環境保全活動を推進するため、各地域における活動組織の育成支援に努めます。
- ・グリーン、ブルー・ツーリズムを推進するため、農業や漁業にふれるイベントを開催し、自然環境への意識の向上を図ります。
- ・グリーン、ブルー・ツーリズムの拠点施設となる「ふれあいパーク八日市場」の機能発揮に努めます。
- ・新規就農者、就農予定者に対する研修や情報提供などにより、農業従事者の確保を図ります。
- ・認定農業者の育成に努めつつ、環境に配慮した農業経営の規模の拡大を図ります。
- ・雨水の保水・浸透の機能を持つ樹林や、農地の保全を図るため、適正な土地利用に努めます。
- ・植林や間伐の実施などによる森林の適正管理を推進します。
- ・里山や海辺の清掃活動などの情報提供や活動支援を行います。
- ・関係機関と連携しながら、九十九里浜の自然環境の保全に努めます。

項目	基準年度【平成21年度】	目標【目標年度】
グリーン、ブルー・ツーリズム事業参加人数	年間 延べ450人 【平成21年度】	年間 延べ700人 【平成32年度】
認定農業者数	285 経営体 【平成21年度】	360 経営体 【平成32年度】

(2) 緑と水辺のネットワークの形成

- ・関係機関と連携し市内を流域とする新川、栗山川がつくる河川空間の保全に努めます。
- ・河川管理者との協議・調整を図りながら、動植物や景観に配慮した河川・河岸の保全、創造に努めます。
- ・公共事業においては、雨水浸透ますや透水性舗装など、雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- ・市民参加による河川・河岸清掃などの活動を促進します。

取り組みの方針2：匝瑳市に息づく生き物を保全しよう

(1) 生き物と生き物の生育・生息空間の確保

- ・トウキョウサンショウウオ、ハマヒルガオをはじめ、市内に生息・生育する貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究を推進するとともに、保護のための意識啓発により、生息・生

育環境の保全に努めます。

- ・環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。
- ・鳥獣保護法などにに基づき、野生鳥獣を適正に保護するとともに、鳥獣保護に関する情報提供、意識啓発に努めます。
- ・特定外来生物について、住民への普及啓発に努め、緊急的に対策が必要とされる生物の計画的な防除を行います。

項 目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
野生動植物調査	未実施 【平成 21 年度】	計 2 回 【平成 32 年度までに】

【基本目標 3 快適環境（計画 5 2～5 3 ページ）】

取り組みの方針 1：きれいで清潔なまちにしよう

（1）ごみの不法投棄の防止

- ・廃棄物などの不法投棄に対する監視体制の強化および定期的な環境測定を行い、環境汚染の防止に努めます。
- ・ポイ捨てなどの著しい公共空間における清掃活動を行います。
- ・不法投棄の未然防止・早期発見のため、各地区に不法投棄監視員を設置します。
- ・不法投棄の多い場所などへ監視カメラなどを設置することにより、防止対策を図るとともに、各種啓発看板の設置および一般提供を行います。
- ・不法投棄対策に関する先進事例、優良事例について情報収集を行い、有効な対策の導入を検討します。

項 目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
ごみ不法投棄処理件数	年間 27 件 【平成 21 年度】	減少させます 【毎年度】

取り組みの方針 2：くつろぎのある楽しい空間をつくろう

（1）快適な生活空間の創造

- ・具体性のある都市づくりの目標と実現するための方針などを定めた都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた調和のとれたまち並みづくりを推進します。
- ・歴史的建造物などの文化財や美しい海岸、みどり豊かな里山などの保全に努め、郷土の風土を生かしたまちづくりを推進します。
- ・景観に配慮した、通行しやすい道路整備を推進します。
- ・周辺に影響を及ぼす管理のされていない空き地などについて、適正に管理するよう土地所有者などに対する指導を行います。
- ・公共空間のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者住宅のバリアフリー化に向け支援します。
- ・災害の発生予防および被害軽減に向け、危機管理体制の強化と災害防止対策、防災意識の普及・啓発を推進します。

(2) 豊かな文化的空間の確保

- ・伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化と後継者の育成を図ります。
- ・指定文化財の保存・修復を行うとともに、本市にある文化財指定外の貴重な歴史文化遺産の発掘に努め、その保全と活用を図ります。
- ・地域の歴史や文化財に対する意識の醸成を図るため、歴史的建造物などを活用した文化イベントの開催や歴史・文化に触れることのできる機会を提供します。
- ・芸術文化活動団体の活性化に向け、活動の場を提供するなどの支援に努めます。
- ・地域のコミュニケーションおよび市民の健康増進を図るため、市民に親しまれる公園・緑地などの整備を推進します。

項 目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
文化団体数・会員数	60 団体・833 人 【平成 21 年度】	増加させます 【毎年度】
伝統文化保存団体数・会員数	13 団体・621 人 【平成 21 年度】	増加させます 【毎年度】

【基本目標 4 地球環境（計画 5 4～5 7 ページ）】

取り組みの方針 1：資源循環型のライフスタイルを実践しよう

(1) ごみの発生抑制と資源化の推進

- ・資源ごみの分別収集体制の強化を図ります。
- ・資源物の分別収集による資源化を促進します。
- ・分別収集資源物の品目について、容器包装リサイクル法に即した容器包装廃棄物の収集および集団回収との整合を図りながら検討を行います。
- ・地域における資源ごみの集団回収の促進を図ります。
- ・事業所での資源物の再利用・資源化方法についての情報提供に努めます。
- ・公共施設における率先したごみの排出抑制を推進します。
- ・環境負荷の少ない資源循環型社会の推進を図るため、企業・商店などの環境保全対策に対する積極的な取り組みを促進します。
- ・家庭から排出される生ごみの減量化促進のため、生ごみ処理機などの購入費用の一部を助成します。
- ・買い物袋の持参およびレジ袋の削減に向けた取り組みを促進します。
- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を展開するなど、ごみの減量化・再資源化に向けた市民活動の促進を図ります。
- ・公共工事などで発生した資材の再利用に努めます。

項 目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
ごみ排出量 (市民一人 1 日あたり)	713 g 【平成 21 年度】	570 g 【平成 32 年度】
資源ごみ回収事業参加団体	年間 20 団体 【平成 21 年度】	年間 30 団体 【平成 32 年度】
生ごみ処理機などの購入費用の一部助成	年間 21 件 【平成 21 年度】	年間 50 件 【平成 32 年度】

日常生活における取組状況 「リサイクルに協力しごみ減量化に努めている」 (アンケート調査により実施している人の割合)	65.8% 【平成 21 年度】	100% 【平成 32 年度】
ごみのリサイクル率	19.6% 【平成 21 年度】	24.0% 【平成 29 年度】 (環境衛生組合一般廃棄物処理計画)

(2) 廃棄物の適正な処理の推進

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な処理を実施します。
- ・一般廃棄物処理施設の処理能力向上を図り、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、ごみの減量化および処理コストの低減を図るため、広域処理を推進します。
- ・不法投棄など違法行為の防止に向けて、関係機関と連携し、監視・指導體制の強化を図ります。

(3) 循環型社会に向けたまちの形成

- ・京都議定書の定める目標の達成に向けた環境保全施策を推進するため、地球温暖化防止計画（地域推進計画）を策定します。
- ・資源循環型のライフスタイルづくりを促進するため、情報提供や意識啓発に努めます。
- ・事業所における環境マネジメントシステムの導入や環境保全活動などに対する支援策を検討します。

取り組みの方針 2：温室効果ガスの排出量を抑制しよう

(1) 省エネルギー対策の推進

- ・事業所における環境負荷を少なくする自主的な取り組みや日頃からの市民生活の実践により、エネルギー消費の削減と資源の有効活用を図ります。
- ・雨水の防火、緑化、トイレ用水への活用や、雨水浸透ます、透水性舗装の普及により水資源の合理的循環を図ります。
- ・情報提供、意識啓発により家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。
- ・公共施設などにおいてエネルギー消費効率の高い環境配慮型機器、低公害車などの導入を推進するとともに、家庭や事業所での導入促進を図ります。
- ・公務においては、夏季期間は冷房の抑制やノーネクタイなどによる“クールビズ”を実施し、また、冬季期間は暖房の抑制や重ね着などによる“ウォームビズ”を実施し執務を行うようにするとともに、これらの取り組みの民間への普及を図ります。

項目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
日常生活における取組状況 「節電に取り組んでいる」 (アンケート調査により実施している人の割合)	76.9% 【平成 21 年度】	100% 【平成 32 年度】

(2) 再生可能エネルギー導入の推進

- ・太陽光発電や太陽熱利用など、自然エネルギーの利用について、公共施設への導入を積極的に検討するほか、個人住宅への利用拡大のための施策などを検討します。
- ・地域内の温暖化防止対策の一環として、温室効果ガスの排出抑制のため、家庭を対象に太陽光発電の設置費用の一部を助成する方策を検討します。

項目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
太陽光発電システム設置費の一部助成	未実施 【平成 21 年度】	年間 10 件 【毎年度】

取り組みの方針 3：環境を守り育てる人とネットワークをつくろう

(1) 環境教育・学習の推進

- ・本市の自然環境を活用しながら、自然観察や環境保全に関して体験・学習できる機会の充実を図ります。
- ・市民や事業者の自主的な環境学習活動を支援します。
- ・海岸の清掃、草刈り、清掃工場見学などの校外実習型プログラムのほか、教科で環境について学べる機会を設けます。

項目	基準年度【平成 21 年度】	目標【目標年度】
こどもエコクラブ登録団体数	計 0 団体 【平成 21 年度】	計 2 団体 【平成 32 年度】
児童・生徒の環境学習に関する取り組み	小学校 約 30 時間 中学校 約 20 時間 【平成 21 年度】	現状より拡大 【平成 32 年度】
出前講座などの環境学習に関する教室の開催回数	年間 1 回 【平成 21 年度】	年間 6 回 【平成 32 年度】

(2) 環境保全のための意識啓発活動の推進

- ・広報などにより環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を行い、活動の活性化を図ります。
- ・環境に関わる情報提供を積極的に実施します。
- ・「ごみゼロ運動」など地域での環境保全に関する活動を継続的に実施します。
- ・環境保全に関わる市民・事業者・団体などのネットワーク化を図り、市が一丸となった環境保全行動を展開します。

項目	基準年度【平成 21 年度】	数値目標
環境美化活動への参加人数	年間 延べ 9,562 人 【平成 21 年度】	年間 延べ 10,500 人 【平成 32 年度】